

福智町社会福祉法人地域公益活動連携協議会設置規程

(目的)

第 1 条 福智町社会福祉法人地域公益活動連携協議会（以下「連携協議会」という。）は、福智町に所在する社会福祉法人及び福智町で福祉施設・事業所を経営する社会福祉法人（以下、「社会福祉法人等」という。）が相互に情報交換を行い、地域のニーズや課題を受け止め、社会福祉法人等の連携・協働により社会貢献事業等に取り組むことで、福智町住民の福祉の向上と安心安全な地域づくりを行うことを目的に設置する。

(社会貢献事業の定義)

第 2 条 社会貢献事業とは、地域のニーズや課題に基づき、社会福祉法人等が行う以下の事業を行う。

- (1) 地域に必要な福祉サービスの実施や利用者負担の軽減等の社会福祉事業
- (2) 社会福祉事業として制度化されていない福祉サービスの提供等地域公益事業
- (3) 福智町での被災世帯及び被災者における要介護者等に対する支援
- (4) その他の公益事業

(会員)

第 3 条 連携協議会は、第 1 条に定める目的に賛同し、加入を希望する社会福祉法人等を会員とする。

(役員)

第 4 条 連携協議会に会長 1 名、副会長及び監査員若干名（以下「役員」という。）を置き、全体会議において選任する。

- 2 会長は、連携協議会を代表し、会務を統括する。
- 3 副会長は、代表を補佐し、代表に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 監査員は、連携協議会の会計及び事業を監査する。
- 5 役員任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 補欠によって就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(事業)

第 5 条 連携協議会の目的を達成するため、福智町及び福岡県社会福祉協議会と連携して、以下の事業を実施する。

- (1) 会員相互の情報交換及び交流
- (2) 福智町の福祉ニーズの把握
- (3) 福智町のまちづくりに対する支援・協力
- (4) 自然災害における被災者等への支援・協力

- (5) 各社会福祉法人等の社会貢献事業の実施状況の把握
- (6) 社会福祉法人等の連携による社会貢献事業の実施
- (7) 連携協議会で把握・実施する社会貢献事業及び連携事業の周知・広報
- (8) その他の連携協議会の目的を達成するために必要な事業

(会議等)

第 6 条 連携協議会の円滑な運営、連携事業の実施のために、全体会議及び事務局会議を置く。

- 2 上記の他、必要に応じて課題別等の委員会を置くことができる。
- 3 地域のニーズや課題を把握し、連携事業等につなげるため、必要に応じて地域で活動する機関・団体の参画を得ることができる。

(全体会議)

第 7 条 全体会議は、連携協議会に参加する会員の把握している福祉ニーズや社会貢献事業等に関する情報交換、連携事業の検討等を行い、連携協議会の活動状況を共有する。

- 2 全体会議は、会長がこれを招集する。
- 3 全体会議の議長は会長がこれを行う。
- 4 役員を選任、会費、予算、決算、事業計画、事業報告及び要綱改正については、全体会議の議決を得なければならない。
- 5 全体会議は、連携協議会に参加する団体等の代表の過半数の出席を持って成立する。
- 6 全体会議の議事は、出席した団体の代表の過半数で決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務局会議)

第 8 条 事務局会議は、会長、副会長、監査員及び事務局により開催し、連携協議会の運営の方向性や連携事業等について検討し、全体会議に提案する。

(会費)

第 9 条 連携協議会を運営するため、会員から会費を徴収することができる。

- 2 会費の額については、全体会議において別に定める。

(事務局)

第 10 条 本連携協議会の事務局は、当分の間、福智町社会福祉協議会に置く。

附 則

この規程は、平成 28 年 6 月 7 日から施行する。